

2002年10月9日

IASB 公開草案「IAS 第 32 号および IAS 第 39 号の修正」に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、「IAS 第 32 号および IAS 第 39 号の修正」の公開草案に対するコメントを提出する。本レターに記載した見解については、当委員会の国際対応専門委員会が作成したものである。

当委員会は、本公開草案において IAS 第 32 号および IAS 第 39 号を改善しようとする IASB の努力に敬意を表するが、その上で、いくつかの項目について反対意見を述べている。その最大の理由は、IAS 第 39 号の基本的アプローチを重要な点で変更する結果となる提案が含まれていることである。特に、IAS 第 39 号「コメントのお願い」における質問 2 および質問 4 の提案は、改善の範囲を超えるものであると我々は考える。

当委員会のコメントが IASB の最終的な意思決定に役立つことを期待する。

西川 郁生

企業会計基準委員会 副委員長

国際対応専門委員会 専門委員長

IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」

質問 1 - 範囲：ローン・コミットメント（第 1 項(i)）

ローン・コミットメントのうち、純額決済ができず、かつ、企業が売買目的に指定していないものは、IAS 第 39 号の適用範囲から除外することに同意するか？

【コメント】 同意する。

質問 2 - 認識の中止：継続的関与アプローチ（第 35 項 - 第 57 項）

IAS 第 39 号における金融資産の認識の中止に関する原則として、継続的関与アプローチを定めることに同意するか？ 同意しない場合、どのようなアプローチを提案するか？

【コメント】 同意しない。財務構成要素アプローチのほうが、証券化取引等の経済的実質をより良く反映するものと考える。

継続的関与の存在に基づいて譲渡資産と借入金を両建計上することは、フレームワーク上の定義に合致しない資産・負債を認識する結果となる場合がある。法的に分離され経済的な便益を支配していないのに資産を認識する場合や、条件付の義務であるのに負債を認識する場合が生じる可能性があるからである。

また、取引の順序により結果が異なる場合が生じるという不合理がある。例えば、貸付金の売却時に保証を付した場合と、第三者の貸付金に保証を付した場合とでは、現時点で有している権利義務は同一であるのに、前者は全額がオンバランスとなる一方、後者は基本的にオフバランスとなる。日本では、譲渡時に譲渡人が信用補完を行う形の証券化取引が多いが、継続的関与アプローチによってこうした取引について認識の中止を禁止することは、保証の会計処理との均衡を欠くことになり、取引の経済的実質を反映するものとは言えないと考える。

質問 3 - 認識の中止：パススルー取引（第 41 項）

キャッシュ・フローを一つの企業から他の企業に（たとえば特定目的事業体から投資家へ）引き渡すパススルー取引により譲渡された資産は、公開草案第 41 項に示された条件に基づいて認識の中止に適格であることに同意するか？

【コメント】 同意しない。質問 2 への回答のとおり、我々は、金融資産の認識の中止については財務構成要素アプローチを採用することが適切と考えており、パススルー取引についても当該アプローチを適用するのが適切と考える。

質問4 - 測定：公正価値測定の指定（第10項）

どのような金融商品であっても、公正価値で測定し公正価値の変動を損益計算書に計上する金融商品としての指定（取消ができない）を当初認識時に行うことを認めることに同意するか？

【コメント】 同意しない。指定を無制限とすることは適切ではなく、基本的に現行どおりの規定でよいと考える。改訂案によると、実際の保有目的と明らかに一致しない指定が行われる可能性があり、金融商品の保有目的に基づいて測定方法を使い分けるというIAS第39号の基本原則を逸脱することになると考える。

質問5 - 公正価値測定の考慮事項（第95項 - 第100D項）

公開草案の第95項から第100D項に含められている公正価値の算定方法に関する規定に同意するか？ 追加的な指針は付録AのA32からA42に含められている。追加的な規定または指針に関する提案はあるか？

【コメント】 基本的には同意する。ただし、第100項によれば、活発な市場がなく最近の市場取引がある場合、当該取引価格を常に評価技法よりも優先することを要求するように理解されるが、評価技法を優先するほうが適切な場合もありうると考える。取引の頻度が非常に低いような場合、その取引価格は評価技法に基づく評価額よりも信頼性が低いケースも考えられるからである。第三者間取引条件によるものどうか疑念のある取引価格が使用されることへの懸念や、取引頻度の低い市場の取引をすべて調査することの実務的困難などを考慮に入れるべきである。

質問6 - 減損の集成的評価（第112項）

貸付金資産その他の償却原価で測定される金融資産のうち、個別に減損の有無が検討され、個別には減損と判定されなかったものを、類似した信用リスク特性を有する資産のグループに含めて集成的に減損の評価を行うことに同意するか？ 第113A - 113D項にある、こうした減損の測定手法に同意するか？

【コメント】 同意する。個別に減損が識別されない債権でも、全体としては一定の確率で貸倒れが発生することがあるので、集成的評価を行うべきである。なお、Appendix BのB33項に示されている方法は、理論的に厳密ではあるが、実際にこれを適用するためのデータは銀行等でも必ずしも完備されていない実情があることに留意すべきである。

質問 7 - 売却可能金融資産に対する投資の減損 (第 117 項 - 第 119 項)

売却可能金融資産に分類された負債証券および持分証券に対する投資の減損損失は、戻入れしてはならないものとするに同意するか。

【コメント】 同意する。

質問 8 - 確定約定のヘッジ (第 137 項および第 140 項)

確定約定 (公正価値エクスポージャー) のヘッジは、現在のようにキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理せずに、公正価値ヘッジとして処理することに同意するか？

【コメント】 同意する。

質問 9 - 「ベースス・アジャストメント」(第 160 項)

ヘッジ対象とされた予定取引により資産または負債が生じる場合に、資本の部に直接計上されていた損益の累計額は資本の部に残し、ヘッジされた資産または負債に関する損益が報告されるのに合わせて資本の部から振り替えるものとするに同意するか？

【コメント】 同意しない。提案されている方式では、減価償却資産を取得した場合の処理が煩雑になりすぎる。この論点については、IAS 第 39 号を制定する際にも議論されたものであり、現時点で変更すべきものではないと考える。

質問 10 - 過去に認識の中止をした取引 (第 171B 項)

認識の中止に関する従前の IAS 第 39 号の規定により認識の中止を行った金融資産は、認識の中止に関する改訂後の規定によれば認識の中止とならなかったであろう場合には、改訂後の基準への移行時に金融資産として認識するものとする (すなわち、以前に認識の中止をした取引の効果は持ち越せない) ことに同意するか？ これに代えて、以前に認識の中止をした取引の効果を持ち越すことにし、新規定を適用していれば認識されていたであろう残高の開示を要求することとすべきか？

【コメント】 同意しない。質問 2 への回答のとおり、我々は本公開草案で提案されている継続的関与アプローチに同意しないので、この点に関する基準の改訂自体に反対である。仮に継続的関与アプローチが採用されるとしても、従来の基準より理論的に優れていると

は言えない方法の遡及適用を強制することは適切でない。また、過去に認識の中止を行った取引をすべて見直すことは、実務的にも非常に煩雑となる可能性がある。

その他

債務保証を公正価値で当初認識するという提案については、公正価値の測定方法（引当金としての測定と同様なのかどうか）、具体的会計処理（保証料を収受しない場合には費用を認識するのか等）が明確でないため、実行可能性の点で疑問がある。

IAS 第 32 号「金融商品：開示と表示」

質問 1 - 異なる決済方法の確率（第 19 項、第 22 項および第 22A 項）

金融商品を契約の実質に従って負債と資本とに分類する際には、異なる決済方法の確率は考慮せずに行うものとすることに同意するか？ この変更案は、発行者が契約による加速度配当のために経済的に償還を強制される金融商品は、金融負債に分類すべきだという第 22 項の考え方を削除するものである。さらに、修正案では、不確定な将来事象の発生の有無によって、あるいは所有者と発行者の両方にとって制御不能な不確定の状況の結果によって、発行者が現金または他の金融資産の引渡しによる決済を強制される可能性のある金融商品は、それらの事象または状況が発生する確率に関係なく、金融負債に分類しなければならないとしている（第 22A 項）。

【コメント】 確率を完全に無視することには同意しない。現金決済が強制される条件の発生が極めて稀である場合、名目的な条件の存在によって分類が左右されることになり、取引の実態を適切に表現するものとは言えないと考える。SIC-5 のように、当該条件の発生する確率が非常に低い場合には無視することとすべきである。

質問 2 - 負債要素と資本要素の区分（第 28 項および第 29 項）

発行者が複合金融商品の負債部分を当初測定する際に、IAS 第 32 号では、資本要素を分離した後の残額として測定する方法と、公正価値の比で按分する方法のいずれかの選択を認めていたが、この選択肢を削除し、まず資産要素および負債要素を分離して、残額を資本要素に割り当てることとするに同意するか？

【コメント】 同意しない。測定の信頼性あるいは実務上の便宜の点で比例按分方式のほうが適切と考えられるケースが生じる可能性も否定できないので、選択肢を残しておくほうが適切と考える。

質問 3 - 企業の自社株に関連するデリバティブの分類（第 29 項から第 29G 項）

企業の自社株に関連するデリバティブの分類について提案されている指針に同意するか？

【コメント】 以下の点で反対する。

(1) 購入義務の負債計上

公開草案（第 29F 項）では、企業自身の持分金融商品に係る買い予約および売建プット・

オプションについて、現金その他を引き渡す義務を負債として認識することを要求しているが、これには反対である。結論の根拠の B26 項では、強制償還株式の会計処理との整合性を理由としているが、この理由付けは買い予約には当てはまるものの、条件付義務である売建プット・オプションには当てはまらない。また、売建プット・オプションによる義務を負債に計上した場合に、当該オプションが行使されずに消滅したときは負債を資本に振り替えるとされているが、金融負債の認識の中止に関する一般規定（IAS 39 改訂案第 65A 項）の例外とする根拠が不明確であり、負債を認識すること自体の問題点を示すものであるように思われる。これらの点から、少なくとも売建プット・オプションについては他の種類のデリバティブと同様の取扱いとすべきである。

なお、相手方に決済方法の選択権がある場合に、買い予約と売建プット・オプションについては総額現物決済を想定し、その他のデリバティブについては純額決済を想定する取扱いとなっているのは、首尾一貫していないように思われる。

(2) 発行者に選択権がある場合の取扱い

公開草案（第 29E 項）では、発行者に決済方法の選択権がある場合、原則として純額決済を想定してデリバティブ資産またはデリバティブ負債とし、過去に総額現物決済の慣行が確立されている場合にのみ総額現物決済を想定して資本に分類するものとしている。しかし、過去に総額現物決済の慣行がなければ純額決済を想定するという取扱いの論拠が明確でない。

質問 4 - IAS 第 32 号と IAS 第 39 号の内容を一つの包括的基準書に統合すること

IAS 第 32 号と IAS 第 39 号の内容を金融商品の会計処理に関する一つの包括的基準書に統合することは、有用と考えるか？（当審議会はこの公開草案ではそのような変更を提案していないが、改訂基準を確定させる際にその可能性を検討するかもしれない。）

【コメント】 （特にコメントしない。）